

# 福岡県公報

平成十九年十月十二日  
第二千七百三十七号  
増刊 ①

## 目次

再掲

福岡県財務規則の一部を改正する規則

(出納事務局出納総務課) …………… 一

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年九月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十六号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第一項に」を「第四項に」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項を第五項とし、第一項を第四項とし、第一項から第三項までとして次の三項を加える。

1 会計管理者の異動があつたときは、前任者は、異動の発令があつた日から遅滞なくその担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を後任者に引き継ぐことができないときは、これを出納事務局長(出納事務局長に事故があるときは出納総務課長)に引き継がなければならない。この場合において引継を受けた職員は、後任者に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを後任者に引き継がなければ

ばならない。

3 前二項の規定による事務引継の場合においては、会計管理者(会計管理者に事故があるときは出納事務局長、会計管理者及び出納事務局長に事故があるときは出納総務課長)は、現金、書類、帳簿その他の物件についてはそれぞれ目録を作成するとともに、現金についてはそれぞれの帳簿に对照した明細書を添え、帳簿については事務引継の日において最終記帳の次に合計高及び年月日を記入し、前任者及び後任者が記名押印しなければならない。

第一百一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第四百四十五条第三項第五号を次のように改める。  
五 為替証書(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書をいう。) 為替証書金額

附則に次の一項を加える。

9 平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間、第五十二条第一項中「収納代理金融機関」とあるのは「収納代理金融機関(郵便貯金銀行を除く。第九十九条、第九十二条、第九十三条及び第九十四条において同じ。)」と読み替えて適用する。

別表二土木事務所の項中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

2 日本郵政公社が発行した払出証書及び郵便為替証書の取扱いについては、なお従前の例による。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）